

2010年1月15日
有識者委員会事務局

新環境社会配慮ガイドラインの適用時期及び
現行ガイドライン適用案件に関する暫定的な措置について（案）

1. ガイドライン案文

- ・本ガイドラインは、2010年4月1日に制定、同年7月1日より施行し、同日以降、要請を受けたプロジェクトに適用する。
- ・2010年6月30日以前に要請を受けたプロジェクトについては、有償資金協力の場合は「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」（2002年4月）を、開発計画調査型技術協力及び技術協力プロジェクトの場合は「JICA 環境社会配慮ガイドライン」（2004年4月）を適用する。また、無償資金協力（国際機関経由のものを除く）、及び外務省が自ら行う無償資金協力事業についての事前の調査の場合は、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」（2004年4月）を参考とする。
- ・ただし、2010年6月30日以前に相手国等との間でその実施につき合意した協力準備調査については、本ガイドラインを適用せず、各協力事業の従来の手続に従う。

2. 暫定的な措置（現行ガイドライン適用案件に関する取扱い：有識者委員会資料17-2-1参照）

（1）有償資金協力

- ✓ 協力準備調査において、本体事業が特定されており、本体事業のカテゴリ分類が“A”のフィージビリティ調査については、環境社会配慮助言委員会の助言を求める。
- ✓ 環境レビュー段階及びモニタリング段階においては、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」（2002年4月）を適用する。

（2）無償資金協力（国際機関経由のものを除く）

- ✓ 「JICA 環境社会配慮ガイドライン」（2004年4月）を参考として協力準備調査を実施する。
- ✓ 2010年7月以降に環境レビューを実施するプロジェクトは次のように対応する。

ア) 環境アセスメント報告書等の入手及び情報公開

- ・カテゴリ A プロジェクトについては、JICA は相手国等から、プロジェクトに関する環境アセスメント報告書の提出を受ける。大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には、住民移転に係る基本計画等の提出を受ける。

- ・カテゴリ A のプロジェクトについては、環境アセスメント報告書及び相手国政府等の環境許認可証明書の入手状況をウェブサイト上に掲載し、環境アセスメント報告書等を速やかに公開する。

イ) 環境レビュー

- ・ JICA は、カテゴリ A 及びカテゴリ B のプロジェクトについて、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」(2004 年 4 月)を参考として、環境レビューを行う。
- ・ カテゴリ A のプロジェクトの環境レビューは、環境アセスメント報告書等の提出を受けた後に行う。

ウ) モニタリング

- ・ JICA は、プロジェクト実施段階において一定期間、モニタリング結果の確認を行う。モニタリング期間中に、第三者等から、環境社会配慮が十分ではないなどの具体的な指摘があった場合には、JICA は、その指摘を相手国等に伝達するとともに、必要に応じて、相手国等による適切な対応を促す。
- ・ 環境社会配慮上の事態改善に関する JICA の改善要求にもかかわらず、相手国等の対応が不適當な場合には、G/A に基づき、JICA は貸付実行の停止等の措置を検討することがある。

(3) 開発計画調査型技術協力及び技術協力プロジェクト

- ✓ 「JICA 環境社会配慮ガイドライン」(2004 年 4 月)を適用する。

(4) 外務省が自ら行う無償資金協力事業についての事前の調査

- ✓ 「JICA 環境社会配慮ガイドライン」(2004 年 4 月)を参考として調査を実施する。

(5) 共通

- ✓ 2010 年 7 月以降、JICA は、プロジェクト形成段階において、協力準備調査の実施決定前に、プロジェクトのカテゴリ分類結果(プロジェクト名、国名、場所、事業概要、カテゴリ分類とその根拠)をウェブサイトにて情報公開する。

以 上